

NPO 法人 こども未来 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人 こども未来 という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、主に重症心身障害児・者、医療的ケア児・者及びその家族・関係者に対し、住み慣れた地域でいつまでも笑顔で、安心した生活を送るための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ② 児童福祉法に基づく小規模保育事業
- ③ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ④ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業、居宅サービス事業
- ⑤ 健康保険法に基づく訪問看護事業
- ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～10人
- (2) 監事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任
- (7) 役員の解任、職務及び報酬
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第 31 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 入会金及び会費

(2) 理事の選任

(3) 総会に付議すべき事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 1 月 1 日に始まり翌年 1 0 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会にて議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 岡本和徳

理事 小谷裕美

理事 藤原久子

監事 西健晴

3 この法人の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定のとおりとする。

ただし、設立当初の役員の任期は 2020 年 8 月 31 日までとする

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 2 年 6 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 個人／団体

・ 入会金 0 円／0 円

・ 年会費 3,000 円／30,000 円

(2) 賛助会員 個人／団体

・ 入会金 0 円／0 円

・ 年会費 一口 10,000 円（1 口以上）／一口 50,000 円（1 口以上）

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

2025年度の事業計画書

2025年 11月 1日から 2026年 10月 31日まで

NPO 法人 こども未来

1 事業実施の方針

医療的ケア児・重症心身障碍児などの支援を行う当法人に対する保護者、地域の期待はさらに強まりつつあり、各事業所における京都で不足している取り組み（入浴、通学支援など）を積極的に行うことで、家族の生活を支える取り組みを強化していきます。

また、2026年4月1日付で認定NPO法人として認定を受けましたのでより高い公益性を保持しての事業運営に取り組みます。

また当法人の目標である、地域拠点の確立により近づけるよう地域と連携し、障碍児、家族を取り囲む環境の改善に向けての準備も継続して行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
児童福祉法に 基づく小規模 保育事業	主に重症心身障碍児、医療的ケア児 を預かる小規模保育園の開園	(A) 通年	(D) 施設利用 者 (E) 10 名	40,893
		(B) 京都市上京区		
		(C) 14 名		
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	医療的ケア児、重心児を預かる重心 型放課後等デイサービス事業所	(A) 通年	(D) 施設利用 者 (E) 14 名	43,902
		(B) 京都市北区		
		(C) 12 名		
健康保険法に 基づく訪問看 護事業	主に医療的ケア児、重心児の訪問看 護	(A) 通年	(D) 施設利用 者 (E) 27 名	28,796
		(B) 京都市北区		
		(C) 6 名		

2026年度の事業計画書

2026年 11月 1日から 2027年 10月 31日まで

NPO法人 こども未来

1 事業実施の方針

医療的ケア児・重症心身障碍児などを支えるための仕組み、施設は京都において非常に少なくサービスが限定的であるため、保育、放課後デイ、訪問看護の3事業所の活動を通して、子供と家族を支える取り組みを主体的、積極的に実施します。

また地域にねざし、障害者や障害児が地域で自立した生活を送るために、福祉サービスの利用や生活課題の解決を支援する障害者及び障害児の相談支援事業を開始いたします。

また近年の当法人の目標である拠点構築に向けても引き続き準備して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費 の 予算額 (単位: 千円)
児童福祉法に 基づく小規模 保育事業	主に重症心身障碍児、医療的ケア 児を預かる小規模保育園の開園	(A) 通年	(D) 施設利用者	
		(B) 京都市上京区		
		(C) 15名	(E) 11名	
児童福祉法に 基づく障害児 通所支援事業	医療的ケア児、重心児を預かる重 心型放課後等デイサービス事業所	(A) 通年	(D) 施設利用者	
		(B) 京都市北区		
		(C) 12名	(E) 15名	
健康保険法に 基づく訪問看 護事業	主に医療的ケア児、重心児の訪問 看護	(A) 通年	(D) 施設利用者	
		(B) 京都市北区		
		(C) 9名	(E) 30名	
障害者の日常 生活及び社会 生活を総合的 に支援するた めの法律に基 づく相談支援 事業	主に障害者の相談支援事業	(A) 通年	(D) 施設利用者	
		(B) 京都市上京区		
		(C) 1名	(E) 10名	
児童福祉法に 基づく障害児 相談支援事業	主に医療的ケア児、重心児等障害 児の相談支援事業	(A) 通年	(D) 施設利用者	
		(B) 京都市上京区		
		(C) 1名	(E) 30名	

2025年度活動予算書

令和 7年 11月 1日 から令和 8年 10月 31日 まで

NPO法人 こども未来
(単位：円)

科 目	保育事業予算	放課後等デイサービス事業予算	訪問看護事業	法人全体予算
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	60,000			60,000
2. 事業収益				
保育事業収益	54,000,000			54,000,000
障害児通所給付費収益		50,000,000		50,000,000
訪問看護事業収益			30,000,000	30,000,000
利用者等利用料収益	2,500,000	650,000		3,150,000
補助金事業収益	5,000,000			5,000,000
3. その他収益				
その他の収益				
受取利息配当金	200			200
経常収益計	61,560,200	50,650,000	30,000,000	142,210,200
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	28,000,000	31,000,000	20,000,000	79,000,000
法定福利費	4,200,000	4,650,000	3,000,000	11,850,000
通勤費	500,000	300,000		800,000
福利厚生費	200,000	50,000		250,000
人件費計	32,900,000	36,000,000	23,000,000	91,900,000
(2) その他経費				
給食費	1,100,000	120,000		1,220,000
保健衛生費	120,000	0		120,000
印刷製本費	50,000	0		50,000
会議費	70,000	12,000	12,000	94,000
旅費交通費	200,000	60,000	350,000	610,000
車両費	20,000	360,000	200,000	580,000
通信運搬費	260,000	120,000	200,000	580,000
消耗品費	430,000	600,000	150,000	1,180,000
業務委託費	150,000	79,200	252,000	481,200
修繕費		0	0	0
水道光熱費	500,000	300,000	240,000	1,040,000
地代家賃	3,100,000	3,276,000	1,584,000	7,960,000
賃借料	150,000	817,200	804,000	1,771,200
減価償却費	1,019,000	1,548,000	252,000	2,819,000
保険料	170,000	310,000	600,000	1,080,000
諸会費	40,000	0	120,000	160,000
租税公課	4,000	0	0	4,000
研修費	150,000	60,000	60,000	270,000
保育材料費	50,000	0		50,000
支払手数料	50,000	24,000		74,000
支払利息	300,000	156,000		456,000
雑費	60,000	60,000	972,000	1,092,000
その他経費計	7,993,000	7,902,400	5,796,000	21,691,400
事業費計	40,893,000	43,902,400	28,796,000	113,591,400
2. 管理費				
(1) その他経費				
支払手数料	55,000			55,000
管理諸費	3,000,000			3,000,000
その他経費計	3,055,000	0	0	3,055,000
管理費計	3,055,000	0	0	3,055,000
経常費用計	43,948,000	43,902,400	28,796,000	116,646,400
当期経常増減額	17,612,200	6,747,600	1,204,000	25,563,800
III 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
IV 経常外費用				
1. その他経常外費用				
雑損失				
経常外費用計	0			0
税引前当期正味財産増減額	17,612,200	6,747,600	1,204,000	25,563,800
法人税住民税及び事業税			23,200	23,200
当期正味財産増減額	17,612,200	6,747,600	1,180,800	25,540,600
前期繰越正味財産額	67,250,504	5,320,845	△ 6,699,934	65,871,415
次期繰越正味財産額	84,862,704	12,068,445	△ 5,519,134	91,412,015

2026年度活動予算書

令和 8年 11月 1日 から令和 9年 10月 31日 まで

NPO法人 こども未来
(単位：円)

科 目	保育事業予算	放課後等ディサービス事業予算	訪問看護事業	相談支援事業	法人全体予算
I 経常収益					
1. 受取会費					
正会員受取会費	60,000				60,000
2. 事業収益					0
保育事業収益	54,000,000				54,000,000
障害児通所給付費収益		50,000,000			50,000,000
訪問看護事業収益			30,000,000		30,000,000
相談支援事業収益				4,800,000	4,800,000
利用者等利用料収益	2,500,000	650,000			3,150,000
補助金事業収益	5,000,000				5,000,000
3. その他収益					0
その他の収益					0
受取利息配当金	200				200
経常収益計	61,560,200	50,650,000	30,000,000	4,800,000	147,010,200
II 経常費用					0
1. 事業費					0
(1) 人件費					0
給料手当	28,000,000	31,000,000	20,000,000	4,000,000	83,000,000
法定福利費	4,200,000	4,650,000	3,000,000	600,000	12,450,000
通勤費	500,000	300,000			800,000
福利厚生費	200,000	50,000			250,000
人件費計	32,900,000	36,000,000	23,000,000	4,600,000	96,500,000
(2) その他経費					0
給食費	1,100,000	120,000			1,220,000
保健衛生費	120,000	0			120,000
印刷製本費	50,000	0			50,000
会議費	70,000	12,000	12,000		94,000
旅費交通費	200,000	60,000	350,000		670,000
車両費	20,000	360,000	200,000	50,000	630,000
通信運搬費	260,000	120,000	200,000	80,000	660,000
消耗品費	430,000	600,000	150,000	30,000	1,210,000
業務委託費	150,000	79,200	252,000		481,200
修繕費		0	0		0
水道光熱費	500,000	300,000	240,000		1,040,000
地代家賃	3,100,000	3,276,000	1,584,000	600,000	8,560,000
賃借料	150,000	817,200	804,000	120,000	1,891,200
減価償却費	1,019,000	1,548,000	252,000		2,819,000
保険料	170,000	310,000	600,000		1,080,000
諸会費	40,000	0	120,000		160,000
租税公課	4,000	0	0	0	4,000
研修費	150,000	60,000	60,000	60,000	330,000
保育材料費	50,000	0			50,000
支払手数料	50,000	24,000			74,000
支払利息	300,000	156,000			456,000
雑費	60,000	60,000	972,000		1,092,000
その他経費計	7,993,000	7,902,400	5,796,000	1,000,000	22,691,400
事業費計	40,893,000	43,902,400	28,796,000	5,600,000	119,191,400
2. 管理費					0
(1) その他経費					0
支払手数料	55,000				55,000
管理諸費	3,000,000				3,000,000
その他経費計	3,055,000	0	0	0	3,055,000
管理費計	3,055,000	0	0	0	3,055,000
経常費用計	43,948,000	43,902,400	28,796,000	5,600,000	122,246,400
当期経常増減額	17,612,200	6,747,600	1,204,000	△ 800,000	24,763,800
III 経常外収益					0
経常外収益計	0	0	0	0	0
IV 経常外費用					0
1. その他経常外費用					0
雑損失					0
経常外費用計	0				0
税引前当期正味財産増減額	17,612,200	6,747,600	1,204,000	△ 800,000	24,763,800
法人税住民税及び事業税			23,200	0	23,200
当期正味財産増減額	17,612,200	6,747,600	1,180,800	△ 800,000	24,740,600
前期繰越正味財産額	84,862,704	12,068,445	△ 5,519,134	0	91,412,015
次期繰越正味財産額	102,474,904	18,816,045	△ 4,338,334	△ 800,000	116,152,615